

2020 年 1 月 7 日

「コンプライアンス(倫理規程)」に関する改正および新設！

推進センターは、公認 不動産コンサルティングマスター（以下、「マスター」という）および宅建マイスター（以下、「マイスター」という）の両資格における「コンプライアンス（倫理規程）」に関する改正および新設をいたします。

「マスター」については、従来より倫理規程が定められておりましたが、努力目標であり、処分などについて明記されていませんでしたので改正いたしました。また、「マイスター」については、認定事業の実施規程及び施行細則に定めておりましたが、今般、新たに「倫理規程」を設定いたしました。

両資格に対する社会的信用の確立とステイタス向上のためには、法令順守はもとより、業務内外にかかわらず、日頃から資格に相応しい行動を心掛けることで、品位品格を備えていくことが重要であります。このたび倫理規程の改正および新設、また、倫理審査会を設置することで両資格の今後のあり方を示し、他の資格との差別化を図ってまいります。

改正、新設の主な内容および告知、実施方法は以下のとおりです。

《両資格共通》

- ・ 倫理規程に反する行動については、処分の対象となることを「倫理規程」に明記する。
- ・ マスター及びマイスターのマイページ（ホームページ）に改正の事実及び内容を開示する。

《マスター》

- ・ システムを改訂し、「倫理規程に関する宣誓書」を登録時、更新時にシステム上で承認させる。

《マイスター》

- ・ 「誓約書」を新設し、登録時、更新時にシステム上で承認させる。

このたびの改正等を広く周知し、深く理解していただくため、「不動産業におけるコンプライアンス（職業倫理）確立に関する講演会」を開催いたします。

開催概要は以下の通りです。

主 催：公益財団法人 不動産推進センター

後 援：国土交通省、一般社団法人全国住宅産業協会、公益社団法人全国宅地建

物取引業協会連合会、公益社団法人全日本不動産協会、一般社団法人不動産協会、一般社団法人不動産流通経営協会（五十音順）

日 時：2020年1月14日（火）13時00分～16時35分（12時30分開場）

会 場：すまい・るホール（文京区後楽1-4-10 住宅金融支援機構本店1階）

◇プログラム

・第一部

1. 開会の辞
2. 国土交通省 挨拶 土地・建設産業局 不動産課長 須藤明夫氏
3. 金融庁 金融事業者の「顧客本位の業務運営」の取組みについて講演
総合政策局 リスク分析総括課 顧客本位の業務運営チーム長
主任統括検査官 長澤敏夫氏
4. 有識者講演 郷原総合コンプライアンス法律事務所 弁護士郷原信郎氏

・第二部

5. 推進センターの認定資格におけるコンプライアンスの考え方
6. 有識者によるパネルディスカッション
《パネリスト》
松田 弘氏（松田・水沼総合法律事務所）
竹井英久氏（株式会社アトリウム代表取締役会長）
中城康彦氏（明海大学 不動産学部長）
平野真奈美氏（株式会社ウィンズワン 代表取締役）
吉田可保里氏（T&T パートナース法律事務所 弁護士）
《コーディネーター》
本多信博氏（株式会社住宅新報 顧問）
7. 閉会の辞

以上